

第25 その他消防用設備等以外の設備

条例第3条の4に定める自動消火装置の設置基準

平成4年7月31日

予通第23号

この基準は、浜松市火災予防条例（昭和37年浜松市条例第17号）第3条の4に規定する「火炎伝送防止装置」のうち、自動消火装置を設置する場合の基準について定めるものとする。

1 用語の定義

この基準において用いる用語の意義は、次によるものとする。

(1) フード等用簡易自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置及びフライヤー用簡易自動消火装置をいう。

(2) 防護対象物

フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

(3) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）

フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(4) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）

レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(5) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）

フライヤーを防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう。

(6) 公称防護面積

一のフード等用簡易自動消火装置で警戒することができる範囲の面積をいい「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(7) ダクト公称防護面積

一のフード・ダクト用で警戒することのできる範囲のダクトの断面積をいい「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(8) ダクト公称防護長さ

一のフード・ダクト用で警戒できる長さで、ダクトの水平部分5メートルをいう。

(9) 公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護面積及びダクト公称防護長さをいう。

(10) 被防護面積

一のフード等用簡易自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

(11) ダクト被防護断面積

一のフード・ダクト用で警戒を要する断面積をいう。

(12) ダクト被警戒長さ

一のフード・ダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。

(13) 被防護面積等

被防護面積、ダクト被防護面積及びダクト被警戒長さをいう。

2 設置基準

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は防護対象物の種類に応じ、次により設置すること、

ア フード部分と排気ダクト内部は、一の簡易自動消火装置の防護対象物に含めること。

イ フード等簡易自動消火装置の種別に応じ、それぞれの防護対象物の被防護面積等を警戒できる公称防護断面積等を有するものを設置すること。

(2) フード・ダクト用の基準

ア 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて十分な消火薬剤量を確保すると共に有効に消火できるように感知部、放出口を設置すること。

イ 排気用ダクト内部の風速が5メートル毎秒を超える場合には、ダクト被警戒長さの外側（フードに接続されていない側に限る。）に消火薬剤放出のため起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても10m又は薬剤増により有効に消火できるものについては、この限りではない。

ウ 消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーはイの規定に準じて設置すること。

エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合は、全ての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

オ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛散しない箇所に設けること。

カ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度40度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

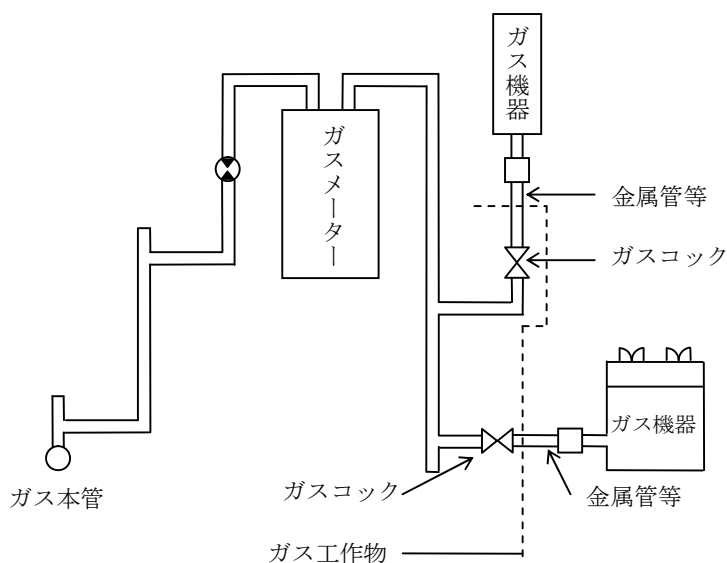
なお、消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器を収容箱に納める場合は、見やすい位置にフード等用簡易自動消火装置である旨の表示をすること。

キ フード・ダクト用の作動と連動して、一の厨房室の器具への燃料、熱源の供給停止ができるものであること。

なお、ガス器具の供給停止装置（電磁弁等）の設置位置等については、次のよること。

(ア) 燃料停止装置の設置位置

- a 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管若しくは設備器具）に設けること。（第1図参照）ただし、使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められる場合には、一の厨房室のガスメーターの2次側に設けることができる。



第 1 図

b 供給停止装置は、水、熱的影響及び機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

(イ) 電磁弁等の性能等

a 電磁弁は、J I S S 2 1 4 3 (ガス器具用電磁弁) 又は、これと同等以上の性能を有するものとし、原則として手動操作によってのみ復旧するものとする。

b 電気配線、「電気設備に関する技術基準に定める省令」(昭和 4 0 年通商産業省令第 6 1 号) に定めるところによること。

ク 放出導管は、消火薬剤放出時の振動等により損傷しないように振止め等のための措置を講じること。

ケ 手動起動装置は火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが 0. 8メートル以上 1. 5メートル以下の箇所に設けること。

コ 電源の供給方式はフード・ダクト用専用回路とし、当該開閉器にその旨の表示をすること。

サ フード・ダクト用の作動した旨を音響及び表示により確認できる装置を防災センター等常時人のいる場所に設けること。この場合の表示は厨房室単位で一の表示とすることができるものであること。

シ 前サの装置付近に警戒区域一覧図を備えること。

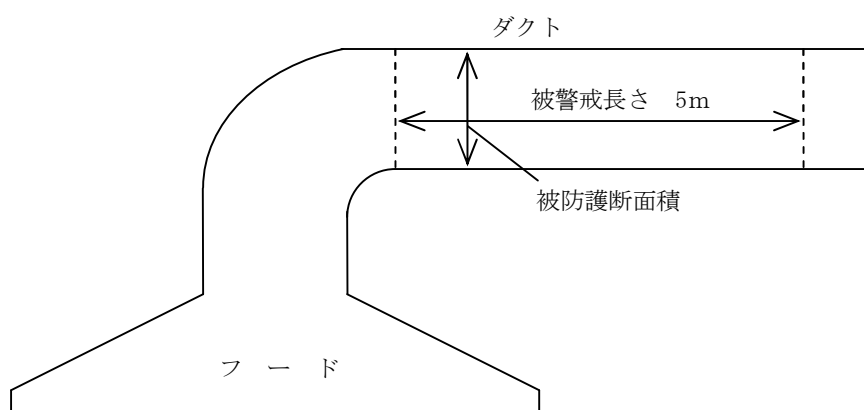
ス フードの被防護面積の算定は次によること。

フードの被防護面積を当該フードの水平投影面積とする。

セ ダクト被警戒長さ及びダクト被防護断面面積の算定は次によること。

(ア) ダクト被警戒長さは当該ダクトの水平部分の 5メートルとすること。(第 2 図参照)

(イ) ダクト被防護断面面積は当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最大の断面面積とすること。(第 2 図参照)



第2図 ダクトの被警戒長さ及び被防護断面積

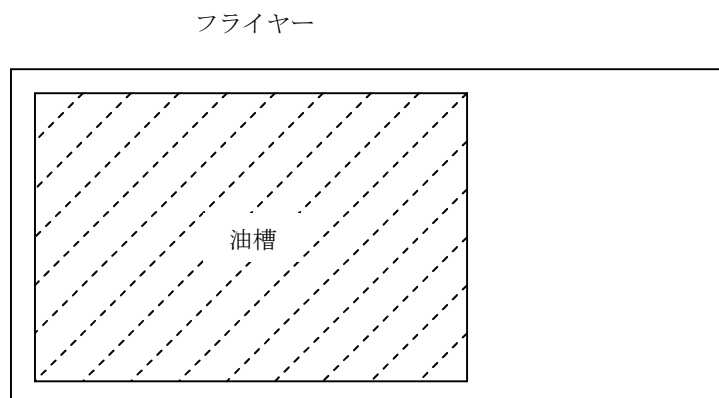
(3) レンジ用又はフライヤー用の基準

レンジ用又はフライヤー用の基準は前(2)エからシの規定の例によるほか次により設置すること。

ア レンジの場合

レンジ用の被防護面積は、公称防護面積とすること。

イ フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とすること。(第3図参照)



※斜線部分を被防護面積とする。

第3図 フライヤーの被防護面積

ウ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤を使用しないこと。

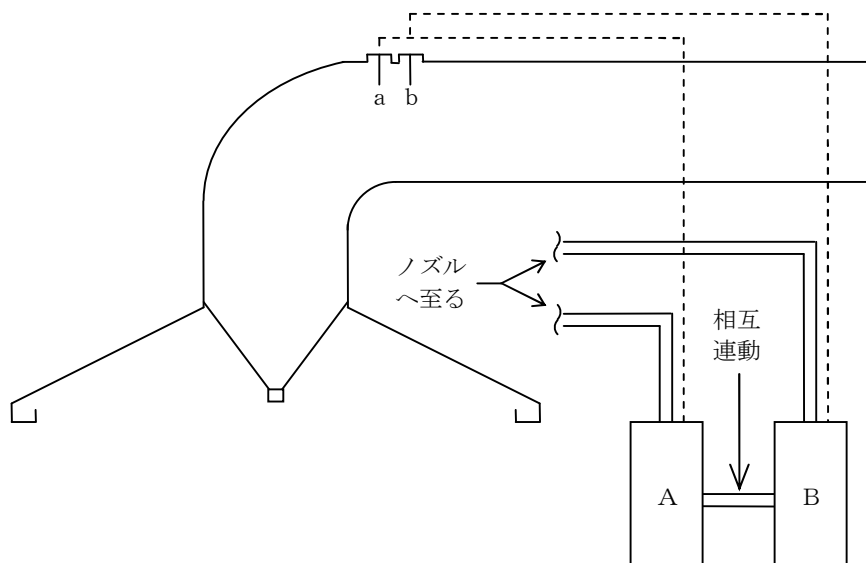
(4) 設置要領

ア フード等用簡易自動消火装置を設置する場合、一の認定合格品（財団法人日本消防設備安全センターにおいて適合したもの）で、前(2)シ及びス並びに前(3)ア及びイにより算出した被防護面積を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次に掲げる場合にあっては、認定品合格品を組み合わせ設置することができる。

なお、認定合格品を組合せにより設置する場合の機器は同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合、認定試験合格時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感

知部が同一箇所に設置される場合にあつては、一の感知部で連動起動することができるものであること。

(第 4 図参照)

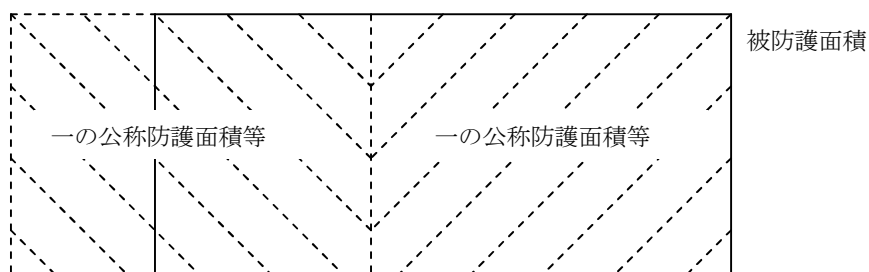


※感知部は a 又は b の何れかを設置すればよい。

第 4 図

(7) 同一フードに複数のダクトの立上りがある場合（この場合、ダクトの立上りの数と同数の認定合格品を組合せて設置すること。）

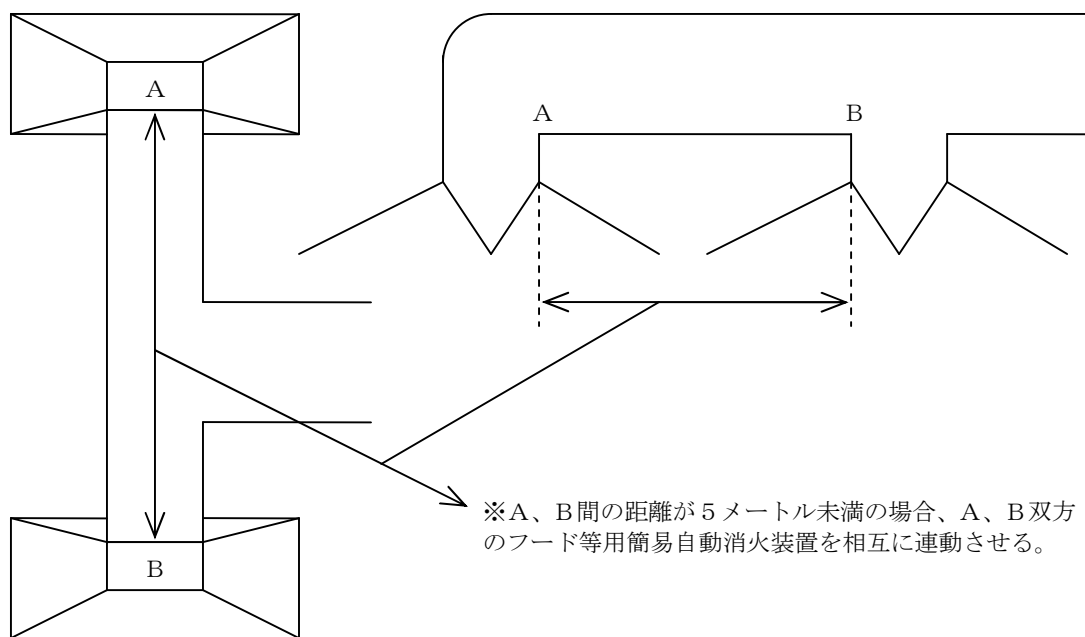
(i) 各防護対象物が大きく、一の認定合格品で警戒することができない場合（第 5 図参照）



※同一型式の複数の消火装置を被防護面積等が警戒できるように設け、相互に連動させる。

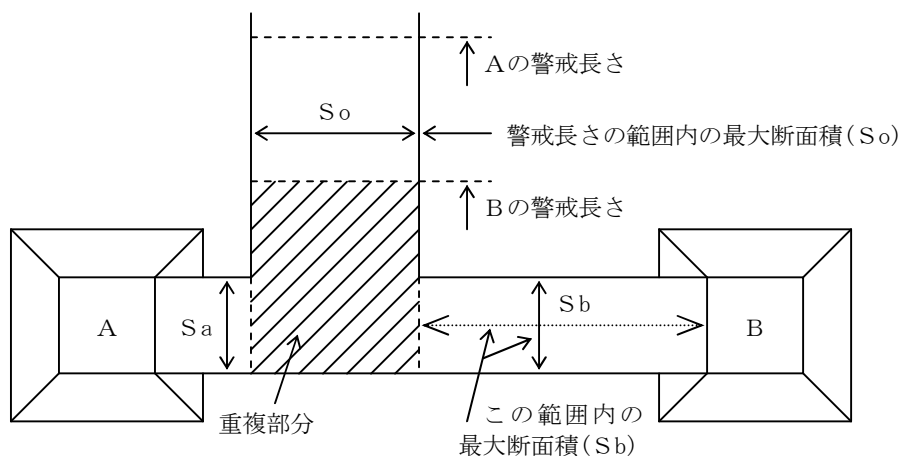
第 5 図 防護対象物が大きく一の装置で警戒できない場合

イ 二以上のフードが同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が 5 メートル未満の場合にあつては、それぞれのフードに設置される機器相互を連動させること。（第 6 図参照）



第6図

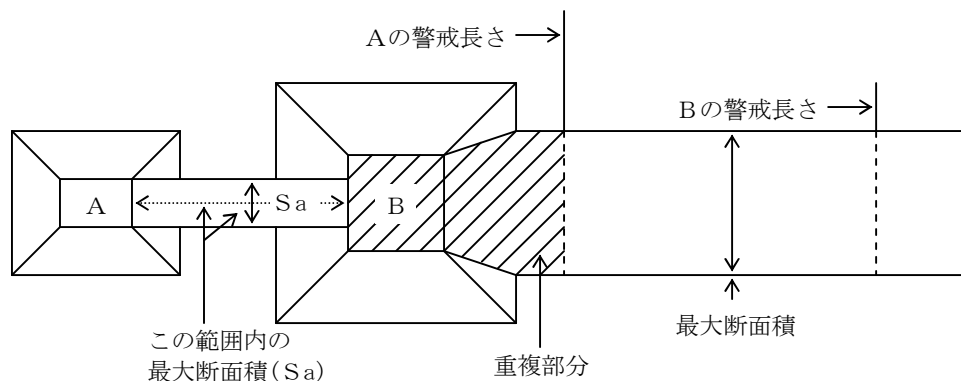
なお、この場合のダクト被防護面積は、前(2)セによるほか、次によることができるものであること。
 (7) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等簡易自動消火装置が連動される場合にあつては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。(第7図参照)



※Aに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_o 以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものとすることができる。

第7図

- (イ) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等用簡易自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用が設置される場合のダクト被防護面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大断面積とすることができるものであること。(第8図参照)



※Bに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用はダクト公称防護断面積が S_a 以上のものとする事ができる。

第8図

(5) 他の装置との関連

- ア 排気用ダクト部分でダクト被警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置によりフード等用簡易自動消火装置の機能に障害が生じないものとする。
- イ フード等用簡易自動消火装置は、火炎伝送防止装置としての防火ダンパーとは併用しないものとする。

3 基準により設置した場合の特例等

- (1) この基準に適合するフード等用簡易自動消火装置を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができるものであること。

また、フード等用簡易自動消火装置が設置された厨房機器の部分は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第6条第6項の規定については適用しないことができる。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものであること。

- (2) この基準に適合して設置されたフード等用簡易自動消火装置は「高層建築物指導要領」（平成2年浜消達第99号）1(1)オに規定する「簡易自動消火装置」の性能を有するものとして取り扱うものであること。

4 各種届出等

- (1) フード等用簡易自動消火装置の各種届出及び検査結果等の処理は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の14（工事の届出）及び法第17条の3の2（消防用設備等についての設置届出及び検査）の規定に準じて行うこと。

なお、フード等用簡易自動消火装置の検査後の検査済証は交付しないものとする。

- (2) 前(1)の届出に添付する図書は次のとおりとする。

- ア 工事の届出

○案内図

○防火対象物の概要表（第1号様式）

○フード等用簡易自動消火装置の概要表（第2号様式）

○フード等用簡易自動消火装置を設置する階の平面図

○フード等用簡易自動消火装置を設置する室の平面詳細図

○ダンパー、ファン停止装置の取付位置等を記入したダクト系統図

○フード等用簡易自動消火装置の仕様書

○フード等用簡易自動消火装置の配線、配管系統図

○フード等用簡易自動消火装置の設備平面図

イ 設置の届出

○フード等用簡易自動消火装置試験結果報告書（第3号様式）

5 その他

本基準に基づく届出書類の受領及び検査の実施については、予防課建築物係にて行う。

附 則

この基準は平成4年8月1日から施行する。

第 1 号様式

防 火 対 象 物 の 概 要 表

建 築 物 の 概 要						
階 層	地上 階	地下 階	塔屋 階	延べ面積		m ²
主 要 構 造 部	1. 耐火構造 2. 耐火構造以外の構造					
そ の 他						
階 別	床 面 積	用 途 又は 室 名	構 造	内 装 仕 上 げ		特記事項
				天 井	壁	

(注) 消防用設備等に係る階について、各階毎に記入すること。

フード等用簡易自動消火装置 概要表

階別	設置場所	種別	被防護面積等 及び 寸法	感知部種別 感知温度 個数	認定番号	消火薬剤 型式番号	消火薬剤種別 及び 容量・本数	風速 m/秒	ダンパー の 有・無	遮断種別 燃料等	連動 の 種別

第 3 号様式

①

フー ド等用簡易自動消火装置試験結果報告書						
				試験実施日 平成 年 月 日		
				試験実施者		
				住 所		
				氏 名	印	
設 置 場 所						
設置階設置場所の名称			防護対象物の種別及び設置数			
試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容		結 果	
外 観 試 験	制 御 装 置	設 置 場 所 等				
		機 器	防 護 措 置			_____
	電 源	常 用 電 源				V
		電 源 表 示				_____
		予 備 電 源				V
	起 動 装 置	手 動 起 動 装 置	設 置 場 所 等	設 置 場 所		
				設 置 高 さ		床面からの高さ m
			取 扱 表 示		_____	
		機 器	防 護 措 置			_____
	自 動 起 動 装 置	機 器	機 器 ・ 性 能			_____
			感 知 部			種 別
					種 別	
	貯 蔵 消 火 薬 剤				種 別	薬 剤 量
					種 別	薬 剤 量
	貯 蔵 容 器 等	機 器	貯 蔵 容 器	蓄 圧 式		_____
加 圧 式				_____		
充 て ん 比				_____		
配 管 等	設 置 状 況				_____	
	配 管 経 路				_____	

